



内閣府（防災担当）

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討 ワーキンググループ（第8回） 議事要旨について

1. 検討会の概要

日 時：令和6年10月24日（木）10：00～12：00

場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室
（対面・オンラインのハイブリッド開催）

出席者：福和主査、阪本委員・主査代理、宇田川委員、浦野委員、大原委員、加藤委員、
酒井委員、宮島委員（8名）

2. 議事要旨

事務局から、報告書骨子（案）について、資料に基づいて説明を行い、委員等の間で議論を行った。委員等からの主な意見は次のとおり。

- 今年9月に能登地方で発生した豪雨災害は、地震発生後の水害という複合災害であり、様々な分野に影響を及ぼしたことから、課題や検証結果を記載する必要がある。
- 被害の想定は災害対応を検討するにあたっての基礎となるものであることから、しっかり取り組むべきことを記載する必要がある。また、これまでの災害で指摘されていた取組と、今回の災害で新たに必要となった取組をきちんと区別する必要がある。
- 輪島朝市における火災と同程度の火災が発生する可能性がある市街地は、全国的に多数存在することから、地震発生時の市街地火災のリスクをきちんと社会に周知する必要がある。
- 孤立集落におけるライフラインについて、自立分散化を考えることも災害への向き合い方として重要であり、災害対応としては、集落ごとに給水等の拠点を設置することも考えられる。また、今後の過疎化や人口減少のトレンドを考慮すると、現在のシステムが継続出来なくなる可能性もあることから、過疎地域における支援も必要である。一方で、今回の災害では簡易水道や井戸からの供給の安定性や質に問題がある事例も見られたことから、この点についても記載する必要がある。

- 今回の災害では国が地方公共団体を手厚く支援したが、災害規模によっては国と地方公共団体の適切な連携のあり方が変わるため、国だけが支援を充実すれば良いと捉えられないように注意する必要がある。また、国の職員の派遣にあたっては、役職・専門性・災害対応の経験に応じて、現地災害対策本部や被災市町村などの派遣先をあらかじめ仕分けておくにより適切と考えられる。
- 今回の災害では、災害救助法の適用や運用などの被災者支援のための通知が発出され、内閣府のホームページにおいて公開されているが、このような取り組みは現地での災害対応上、有効であることから、今後も継続して行う必要がある。
- 今回の災害では短時間での津波の襲来や大規模火災があったことから、避難所に関する取組に加え、個々の避難行動の心構えや備えのあり方についても記載する必要がある。
- 被害認定調査と罹災証明書交付の後には、被災者支援の様々な施策や取組が続くので、これらが連続性を持っており、横断的に実施されるべきことを改めて周知する必要がある。
- 今回の災害対応において、現行の仕組みがうまく機能したかどうかの検証次第では、その改善だけではなく、新たな仕組みの構築や抜本的な変更といったことも選択肢として検討する必要がある。

このほか、個々の項目において明記すべき・追記すべき内容の提案、報告書骨子（案）の記載内容への修正意見があった。

以上